

8 議案第9号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(会議)</p> <p>第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。</p> <p>5 略</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。</p> <p>5 略</p>
<p><u>(書面審議)</u></p> <p><u>第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長等が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。</u></p>	
<p><u>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p>	
<p>第<u>9</u>条 略</p>	<p>第<u>8</u>条 略</p>
<p>第<u>10</u>条 略</p>	<p>第<u>9</u>条 略</p>
<p>第<u>11</u>条 略</p>	<p>第<u>10</u>条 略</p>
<p>第<u>12</u>条 略</p>	<p>第<u>11</u>条 略</p>

改正案							現行						
別表第1（第3条関係） 町長の附属機関							別表第1（第3条関係） 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町防災会議	(1) おいらせ町内地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 <u>(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> <u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u>	20人	(1) 指定地方行政機関の職員 (2) 青森県の知事の部内の職員 (3) 青森県警察の警察官 (4) 町の職員 (5) 町教育委員会教育長 (6) 消防長又は消防長が指定する消防職員及び消防団長 (7) 八戸圏域水道企業団の副企業長 (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者	2年	(1) 会長 町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課	おいらせ町防災会議	(1) おいらせ町内地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 <u>(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u>	20人	(1) 指定地方行政機関の職員 (2) 青森県の知事の部内の職員 (3) 青森県警察の警察官 (4) 町の職員 (5) 町教育委員会教育長 (6) 消防長又は消防長が指定する消防職員及び消防団長 (7) 八戸圏域水道企業団の副企業長 (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者	2年	(1) 会長 町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課
略							略						
おいらせ町まちづくり活動支援事業助成金審査会	<u>まちづくり活動支援事業助成金の交付の決定に必要な事項を審査すること。</u>	5人以内	<u>(1) 町内に2年住所を有し、まちづくりに関し識見を有する者</u> <u>(2) 副町長</u> <u>(3) その他町長が必要と認める者</u>		(1) 会長 副町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課	おいらせ町ハートピア助成金審査会	<u>ハートピア助成金の交付の決定に必要な事項を審査すること。</u>	5人以内	<u>(1) 町内に1年住所を有する者</u> <u>(2) まちづくりについて見識を持つ町長が認める者</u> <u>(3) 審査について客観的に審</u>		(1) 会長 副町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課

改正案							現行								
略															
おいらせ町健康づくり推進協議会	略						おいらせ町健康づくり推進協議会	略							
おいらせ町予防接種法の規定に基づく予防接種健康被害調査委員会	略	5人以内	(1) 副町長	2年以内	(1) 委員長 (2) 副委員長 委員の互選	保健こども課									
	接種に関連して発生した健康被害についての原因及び責任の所在を調査及び審議すること。		(2) 地区医師会の推薦する医師		(2) 副委員長 委員の互選										
			(3) 関係行政機関の職員(保健所長)												
			(4) 専門医師												
			(5) その他町長が必要と認める者												
おいらせ町民生委員推薦会	略						おいらせ町民生委員推薦会	略							
略							略								